議案第127号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年9月25日（木）
こども未来部　児童クラブ課

目次

1　大津市立児童クラブの課題　・・・・・・・・・Ｐ３

2　背景　・・・・・・・・・Ｐ４

3　国が示す負担割合との比較　・・・・・・・・・Ｐ６

4　条例改正の概要　・・・・・・・・・Ｐ７

5　新旧対照表　・・・・・・・・・Ｐ８

6　保護者負担金の改正前後の比較　・・・・・・・・・Ｐ15

7　今後のスケジュール　・・・・・・・・・Ｐ16

1　大津市立児童クラブの課題

OTSU 大津市 Lake Biwa

①施設の狭隘化

通所ニーズの増加に伴って施設が狭隘化

学校の余裕教室等の活用や民間児童クラブの誘致

②支援員の不足

国の配置基準を満たしているが、十分な配置とは言い難い状況

働き続けられる環境づくりや研修等による保育の質の向上

③受益と負担の不均衡

平成13年4月以降、保護者負担金の見直しがなく不均衡が生じている

保護者負担金の見直し

持続可能な児童クラブの運営

2　背景 ①

共働き世帯の増加等により、児童クラブの通所ニーズが増加

図1 母親の就労形態の変化

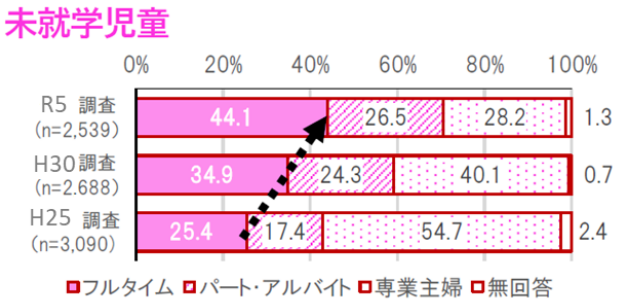

図2 児童クラブの通所ニーズ

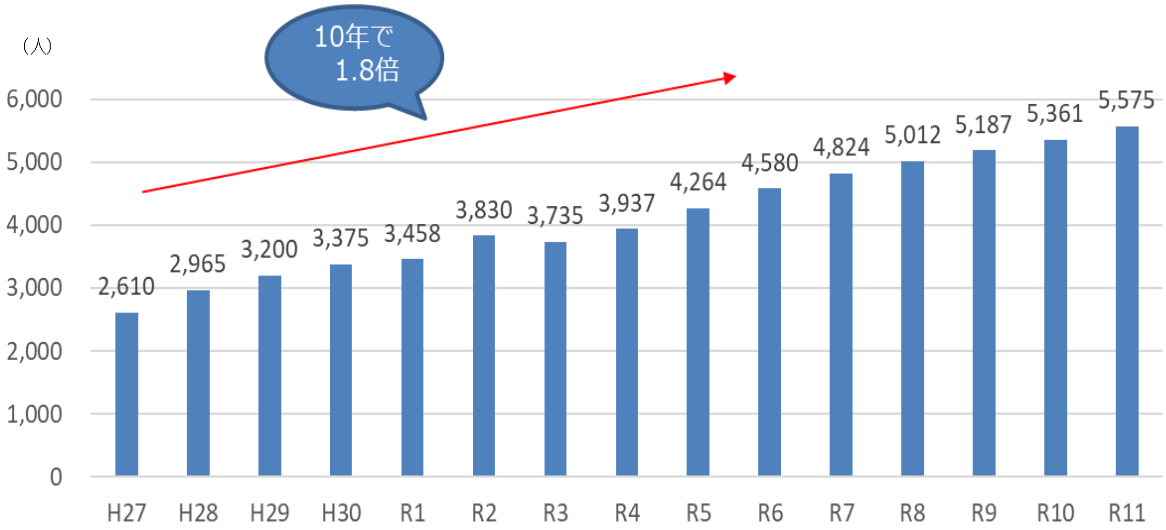

公立	児童数（人）（施設数（箇所））	2,610（37）	2,800（37）	2,930（37）	3,006（37）	3,081（37）	3,153（37）	2,910（37）	3,008（37）	3,216（37）	3,468（37）	3,601（37）
民間	児童数（人）（施設数（箇所））		165	270（13）	369（15）	377（23）	677（23）	825（26）	929（28）	1048（32）	1,112（36）	1,223（39）

大津市こども・若者支援計画より

2　背景 ②

保育料等の保護者負担金については、平成１３年４月以降見直しがされておらず国が示す負担割合（保護者負担1/2　公費負担1/2）と現状が乖離している。

国が示す負担割合

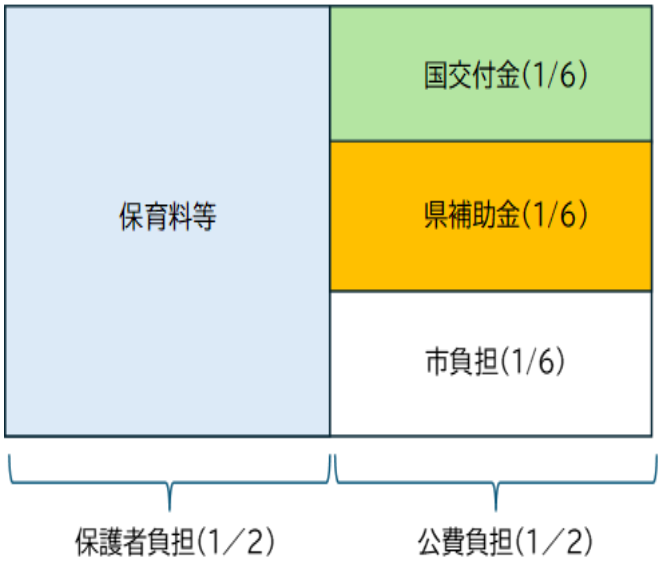

令和５年度決算における負担割合

（間食提供に要する経費を除く）

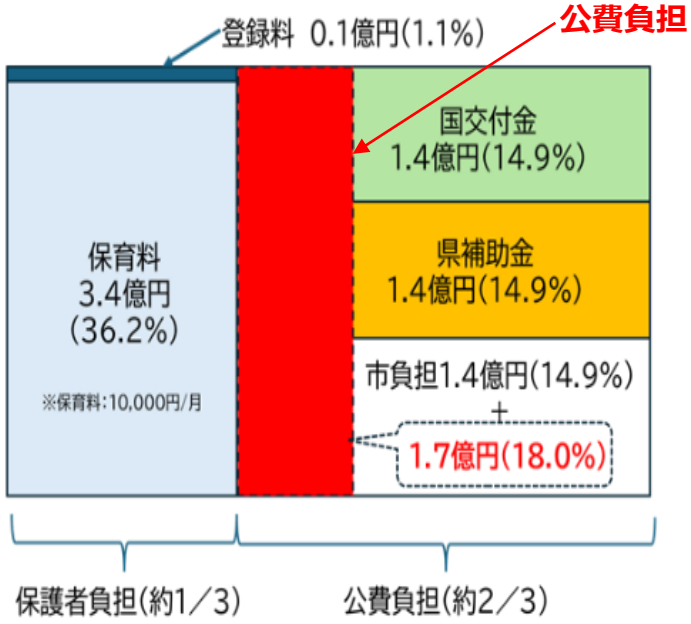

3　国が示す負担割合との比較

現行		差額	※国が示す負担割合に基づく額
●通年の保育料			
一般世帯	10,000円/月	△4,605円	14,605円/月
夏季	10,000円/月	△4,672円	14,672円/月
●夏通所（7/21～8/31の期間　8：00～15：00）	14,000円/期間	△5,810円	19,810円/期間
●冬通所（12/24～1/6の期間　8：00～18：00）	500円/日	△511円	1,011円/日
●春通所（3/25～4/8　の期間　8：00～18：00）	500円/日	△511円	1,011円/日
●延長保育料			
18：00～18：30	1,000円/月	△53円	1,053円/日
18：00～19：00	2,000円/月	△106円	2,106円/日
●間食費			
@110×開所日数（土曜日含む）　※平均25日	2,750円/月	△1,200円	3,950円/月
●登録料（入所期間に限らず１回限り）	10,000円/回		

夏の保育料

・例年、児童数が約650名増加し場所や支援員の確保が必要

・熱中症対策として飴やスポーツドリンク等を提供

物価高騰

・物価高騰によりおやつ代が値上がり、差額を公費負担している

保育料の減免

・生活保護・非課税世帯等（免除）

・ひとり親・兄弟姉妹世帯（減額1/5）

・ひとり親＋兄弟姉妹世帯（減額2/5）

※令和5年度決算額に対し、国が示す負担割合（保護者負担1/2、公費負担1/2）に照らして試算

間食費については実経費を記載

4　条例改正の概要

1　改正の趣旨

共働き世帯の増加等を背景として、児童クラブの通所ニーズは年々増加しており、市立児童クラブの運営に係る事業費は増加の一途をたどるなど、今後の持続可能な市立児童クラブの運営のためには、保護者負担金の見直しが必要である。ついては、今般、**市財政や家計に与える影響等も踏まえ、実情に即した市立児童クラブの保護者負担金へ見直す**ため、大津市立児童クラブ条例の一部を改正する。

2　改正の内容

（１）　登録料の廃止

通所期間の長短に関係なく一律徴収していること、また、登録料を徴収していない中核市自治体も多いことから、公平性を確保するため廃止する。

（２）　保育料の額の改定

保育料の額を次のとおり改定する。

① 通年で保育を行う保育のうち、７月及び８月に行うもの　　１０，０００円 → **１２，０００円**

② 夏季における小学校等の休業日に行う短時間の保育　　１４，０００円 → **１８，０００円**

（３）　小学校等の休業日における短時間保育の創設

冬季並びに学年始め及び学年末における小学校等の休業日に行う短時間の保育を新たに設け、その保育料の額を１日５００円とする。

（４）　間食等の提供に要する経費に係る減免

保護者から徴収する間食（おやつ）等の提供に要する経費に係る減免規定の整備等を行う。

3　施行日

令和８年４月１日

5　新旧対照表

現行	改正後
（開所する日及び時間） 第４条　クラブは、次に掲げる日以外の日（以下「開所日」という。）において、午前１１時から午後６時まで（土曜日にあっては、午前８時３０分から午後６時まで）開所する。ただし、小学校等の休業日（土曜日を除く。第６条第１項において同じ。）における開所時間は、午前８時から午後６時までとする。 （１）　日曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日 （３）　１月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日まで ２　前項に定めるもののほか、クラブは、開所日（土曜日を除く。）の午後６時から午後７時まで開所する。ただし、当該開所時間における保育（以下「延長保育」という。）を受ける者がないときは、この限りでない。 ３　前２項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開所日を変更し、若しくは臨時に閉所し、又は開所時間を変更することができる。	（開所する日及び時間） 第４条　クラブは、次に掲げる日以外の日（以下「開所日」という。）において、午前１１時から午後６時まで（土曜日にあっては、午前８時３０分から午後６時まで）開所する。ただし、小学校等の休業日（土曜日を除く。以下同じ。）における開所時間は、午前８時から午後６時までとする。 （１）から（３）まで　（略） ２及び３　（略）

5　新旧対照表

現行	改正後
（通所の登録等） 第６条　保護者は、児童をクラブに通所させようとするときは、あらかじめ、その通所をさせようとするクラブを指定して、市長に申請し、通所の登録（以下「通所登録」という。）を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、児童に夏季休業期間保育（夏季における小学校等の休業日において行う短時間の保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、通所登録の申請の際にその旨を申し出なければならない。 ２　夏季休業期間保育の保育時間は、午前８時から午後３時までとする。 （通所の登録の抹消） 第７条　保護者は、児童のクラブへの通所を止めようとするとき、又は第５条に規定する通所の資格がなくなったときは、市長に対し、通所登録の抹消を申し出なければならない。 ２　市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに通所登録を抹消するものとする。	（通所の登録等） 第６条　保護者は、児童をクラブに通所させようとするときは、あらかじめ、その通所をさせようとするクラブを指定して、市長に申請し、通所の登録（以下「通所登録」という。）を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、児童に長期休業期間保育（学年始め、夏季、冬季及び学年末における小学校等の休業日において行う短時間の保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、通所登録の申請の際にその旨を申し出なければならない。 ２　長期休業期間保育の保育時間は、午前８時から午後３時までとする。 （通所の登録の抹消） 第７条　保護者は、児童のクラブへの通所を止めようとするとき、又は第５条に規定する通所の資格がなくなったときは、市長に対し、通所登録の抹消を申出　なければならない。 ２　（略）

5　新旧対照表

現行	改正後
3　市長は、児童（第３号及び第４号にあっては保護者）が次の各号のいずれかに該当するときは、通所登録を抹消することができる。 （１）　第５条に規定する通所の資格がなくなったとき。 （２）　クラブの秩序を著しく乱す等クラブの管理運営に支障をきたすと認められるとき。 （３）　第９条の登録料を市長が定める期限までに納付しなかったとき。 （４）　第１０条又は第１１条の保育料を３か月以上滞納したとき。	3　市長は、児童（第３号にあっては　　保護者）が次の各号のいずれかに該当するときは、通所登録を抹消することができる。 （１）　（略） （２）　クラブの秩序を著しく乱す等クラブの管理運営に支障を来す　と認められるとき。 （３）　削除 （３）　第９条又は第１０条　の保育料を３か月以上滞納したとき。
（登録料） 第９条　保護者は、通所登録を受けたときは、市長が定める期限までに、登録料を納付しなければならない。ただし、通所登録の抹消を受けた児童について、再度通所登録を受けた場合は、この限りでない。 ２　登録料の額は、児童１人につき１０，０００円とする。	第９条　削除

5　新旧対照表

現行	改正後
（保育料） 第１０条　保護者（夏季休業期間保育を受ける者の保護者を除く。第１３条において同じ。）は、通所登録を受けている間、毎月、児童１人につき１０，０００円の保育料を納付しなければならない。ただし、月の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けた場合における保育料の額は、５００円にその月において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を含まない。）を乗じて得た額（その額が１０，０００円を超えるときは、１０，０００円）とする。 ２　夏季休業期間保育を受ける者の保護者は、夏季休業期間保育を行う期間（以下「夏季保育期間」という。）について、児童１人につき１４，０００円の保育料を納付しなければならない。ただし、夏季保育期間の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けた場合における保育料の額は、５００円に夏季保育期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を含まない。）を乗じて得た額（その額が１４，０００円を超えるときは、１４，０００円）とする。	（保育料） 第９条　保護者（長期休業期間保育を受ける者の保護者を除く。第１２条第１項及び第１３条において同じ。）は、通所登録を受けている間、毎月、児童１人につき１０，０００円（当該月が７月又は８月の場合にあっては、１２，０００円。以下この項において同じ。）の保育料を納付しなければならない。ただし、月の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けた場合における保育料の額は、５００円（当該月が７月又は８月の場合にあっては、６００円）に当該月において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が１０，０００円を超えるときは、１０，０００円）とする。 ２　長期休業期間保育を受ける者の保護者は、当該者の受ける次の各号に掲げる長期休業期間保育の区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。 （１）　学年始め、冬季及び学年末における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育　児童１人につき、５００円に当該小学校等の休業日の期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額

5　新旧対照表

現行	改正後
	２）　夏季における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 当該小学校等の休業日の期間について、児童１人につき１８，０００円。ただし、当該期間の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けたときは、６００円に当該期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が１８，０００円を超えるときは、１８，０００円）とする。
第１１条　延長保育を受ける者の保護者は、毎月、延長保育に係る保育料を納付しなければならない。 ２　前項の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（月の１５日以後の日を開始日とする延長保育の利用の承認を受け、又は月の１４日までの日を終了日とする延長保育の利用の承認の取消しを受けた者に係る当該月の延長保育の保育料にあっては、当該各号に定める額に２分の１を乗じて得た額）とする。 （１）　午後６時から午後６時３０分までの間において延長保育を利用する場合　児童１人につき月額１，０００円 （２）　午後６時から午後７時までの間において延長保育を利用する場合　児童１人につき月額２，０００円	第１０条　（略）

5　新旧対照表

現行	改正後
（登録料及び保育料の減免） 第１２条　市長は、次の各号に掲げる保護者について、当該各号に定めるところにより、登録料又は保育料（第１０条第１項及び第２項に規定する保育料に限る。以下この項において同じ。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者　登録料及び保育料を免除する。 （２）　前号に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者　保育料について、児童１人につき当該月分（夏季休業期間保育にあっては、夏季保育期間において通所登録を受けていた期間分。次号及び第４号において同じ。）の保育料の５分の１に相当する額を減額する。 （３）　児童が兄弟姉妹で２人以上クラブに通所登録している者　保育料について、兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童１人につき当該月分の保育料の５分の１に相当する額を減額する。 （４）　児童が負傷又は疾病のため全月（夏季休業期間保育を受ける者にあっては、夏季保育期間において通所登録を受けていた期間の全期間）にわたって欠席した者　当該月分の保育料を免除する。	（保育料の減免） 第１１条　市長は、次の各号に掲げる者に該当する保護者について、当該各号に定めるところにより、（保育料（第９条第１項及び第２項に規定する保育料に限る。以下この項において同じ。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者　免除 （２）　前号に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者　児童１人につき当該月分（長期休業期間保育を受ける者にあっては、長期休業期間保育を行う期間（第４号において「長期休業保育期間」という。）において通所登録を受けていた期間分。次号及び第４号において同じ。）の保育料の５分の１に相当する額の減額 （３）　児童が兄弟姉妹で２人以上クラブに通所登録している者　兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童１人につき当該月分の保育料の５分の１に相当する額の減額 （４）　児童が負傷又は疾病のため月の全日数（長期休業期間保育を受ける者にあっては、長期休業保育期間において通所登録を受けていた期間の全期間）にわたって欠席した者　当該月分の免除

5　新旧対照表

現行	改正後
２　市長は、前項に定める場合のほか、災害その他特別の事情がある保護者に対し、必要と認める額を減額し、又は免除することができる。 （新設） （間食等の実費） 第１３条　保護者は、間食等の提供に要する実費として市長が定める額を納付しなければならない。	２　市長は、前項に定める場合のほか、災害その他特別の事情がある保護者について、保育料　　を減額し、又は免除することができる。 （間食費） 第１２条　間食等の提供を受ける者の保護者は、間食等の提供に要する経費（以下「間食費」という。）を納付しなければならない。 ２　間食費の額は、規則で定める。 （間食等の減免） 第１３条　市長は、間食等の提供を受ける者の保護者のうち、第１１条第１項第１号に掲げる者に該当するもの及び災害その他特別の事情があるものについて、間食費を減額し、又は免除することができる。

施行期日　令和8年4月1日

6　保護者負担金の改正前後の比較

現行	
●通年の保育料（※１） 一般世帯 夏季（７月及び８月）	 10,000円/月 10,000円/月
●夏季短時間保育（7/21~8/31の期間）（※１） （保育時間は８時から15時まで）	14,000円/期間
●延長保育料 18:00~18:30 18:00~19:00	 1,000円/月 2,000円/月
●登録料（通所期間に限らず１回限り）（※２）	10,000円/回
●間食費負担金	間食等の提供に要する実費として市長が定める額を納付（減免なし）

※１：生活保護・非課税世帯等（免除）
　　ひとり親・兄弟姉妹世帯（減額１／５）
　　ひとり親＋兄弟姉妹世帯（減額２／５）
※２：生活保護・非課税世帯等（免除）

改正（案）	
●通年の保育料（※１） 一般世帯 夏季（７月及び８月）	 10,000円/月 12,000円/月
●夏季短時間保育（7/21~8/31の期間）（※１） ●冬季短時間保育（12/24~1/6の期間）（※１） ●学年始め及び学年末における短時間保育（3/25~4/7の期間）（※１） （保育時間はいずれも８時から15時まで）	18,000円/期間 500円/日 500円/日
●延長保育料 18:00~18:30 18:00~19:00	 1,000円/月 2,000円/月
●登録料	廃止（※２）
●間食費負担金（※３）	間食の提供を受ける児童の保護者から間食費を徴収。間食費の額は、規則で定める。（減免規定を整備）

※１：生活保護・非課税世帯等（免除）
　　ひとり親・兄弟姉妹世帯（減額１／５）
　　ひとり親＋兄弟姉妹世帯（減額２／５）
※２：スポーツ安全保険料（８００円）は別途徴収
※３：生活保護・非課税世帯（減額１／２）

7　今後のスケジュール

令和7年 ８月　　８月市議会通常会議へ改正条例（案）を提出

１１月　　大津市学童保育連絡協議会へ報告

継続申込者へ周知

令和8年 １月　　新規申込者へ周知

４月～　保護者負担金の見直し